

## 申23号 「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」に関する申し入れを行う!

### 【共通】

1. 省力化、省メンテナンス化に資する設備改良を、今後 10 年を目標に完遂すること。その際は、線区等級の低い箇所から重点的に行うこと。
2. 線路保守業務を安全かつ効率的に行うために、設備の簡素化、省力化、昼間施工間合の設定、集中リフレッシュ工事などを積極的に行うこと。
3. パートナー会社の施工能力確保と健康促進のために、4週8休制度の設定を全面的にサポートすること。
4. 本施策実施に当たっては、出向を前提にした要員運用を行わないこと。また、いわゆるキャリアパスを行わないこと。
5. 新規採用者については、技術センターにおいて、育成プランを基本とした養成を行うこと。また、エリアセンターへの配属は育成プラン終了後とすること。
6. 本施策の実施にあたっては、線区の特情を考慮し、十分な議論を重ねた上で実施すること。

### 【線路設備モニタリングによる新たなメンテナンス手法の導入】

7. 新手法導入にあたっては、線区ごとに試行を1年以上行い、データ収集が可能であるか、年間を通じた傾向の把握が可能であるかを検証すること。また、施策が定着するまでは、駅間に関する巡視頻度は間現行通りとすること。
8. モニタリング装置に適した軌道状態を維持できるように、必要な対策を行うこと。また、そのための要員と予算を確保すること。
9. モニタリング装置導入にあたっては、保線部門の現業機関に在籍する全社員に対する教育を十分に行うこと。また、導入後も一定期間要員を減らさずに対応すること。
10. モニタリング装置の担当者については、育成プラン修了者を充てること。

### 【閑散線区の保守業務の見直し】

11. JR直轄社員による線路総合巡視は、技術センター、エリアセンターを問わず、全線区・全区間において実施すること。
12. エリアセンターにおいても、列車の運転保安に関わる最終判断については、JRが行うこと。また、線路や周辺環境を総合的に判断しなければならない災害警備・巡回や、現場立ち会い、簡易な作業、指定した分岐器の検査・管理は引き続き実施すること。
13. 保守業務を移管したエリアに関しては、パートナー会社が主体的に要員の確保を行い、本来パートナー会社が施行する業務の手戻りが発生しないようにすること。

### 【保線部門の技術支援体制の再整理】

14. 代表保線技術センターの教育担当グループ及び各保線技術センターの教育担当者は、安全を大前提とした検査全般及び技術・技能に精通した社員を配置すること。
15. 技術継承・技能伝承の観点から、技術センター及びエリアセンターにおいて、OJTが出来る体制を確立すること。

一生の仕事にしたいと思える  
保線職場を創り上げよう!!

